

[事案 2023-273] 損害賠償請求

・令和6年6月21日 裁定打切り

<事案の概要>

募集人に支払った保険料相当額の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

令和3年3月に定期保険を申し込み、その後、同年4月に変額保険を申し込み、各保険の年払保険料を募集人に支払ったが、いずれの契約も成立していないことが判明した。また、募集人は、自分に対し、募集人の運営する会社の資金として立て替えれば、利益が出ると提案されたため、募集人が指定する会社の預金口座に振込送金した。しかし、自分が募集人に支払った金額から、募集人が自分へ支払った金額を差し引いた残額相当額を返還してほしい。

<保険会社の主な主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人が申立人を偽って金員を取得したのは事実であるが、募集人は現時点までにそれを上回る金員を返金している。
- (2)申立人は、募集人が運営する会社に支払ったと主張しているが、当該会社は募集人が運営する会社ではない。募集人は申立人に対し、資金を立て替えることによる利益を交付するといった話をしたことはない。仮にそのような話をしていたとしても、当社の業務とは無関係であり、当社が使用者責任を負うものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

当審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、本契約の申込手続時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件を判断するためには、申立人と募集人との間のやり取り、申立人の募集人らに対する各送金、募集人の申立人に対する各送金等につき、金額、送金の目的・趣旨、契約関係その他の背景となる事実・事情を明らかにした上で、判断する必要があると考えられ、これらの事実または事情を明らかにするためには、証拠調べ手続を経る必要があるほか、当事者または第三者に対する文書提出命令または文書送付嘱託、第三者に対する尋問等の手続が必要となる可能性があるところ、裁判外紛争解決機関である裁定審査会はこれらの手続を行うことはできないことから、裁定手続を打ち切ることとした。